

# 対象地域と適用すべき措置

別 添

## 平成21年に特定の地域で発生した災害を局地激甚災害に指定する政令

|     | 局地激甚災害                                  | 適用すべき措置  |                    |        | 対 象 市 町 村 |                                     |
|-----|---|----------|--------------------|--------|-----------|-------------------------------------|
|     |   | 3,4<br>条 | 5<br>条             | 6<br>条 | 都道府県      | 市町村名                                |
| 1   | 平成20年9月17日から平成21年4月16日までの間の地滑りによる災害     |          |                    |        | 宮崎県       | 美郷町                                 |
| 2   | 平成21年1月30日及び同月31日の豪雨による災害               |          |                    |        | 富山県       | 富山市(旧細入村)                           |
|     |   |          |                    |        | 兵庫県       | 香美町                                 |
| 3   | 平成21年3月9日から4月17日までの間の地滑りによる災害           |          |                    |        | 群馬県       | 南牧村                                 |
| 4   | 平成21年3月13日及び同月14日の豪雨による災害               |          |                    |        | 和歌山県      | 有田川町(旧清水町)                          |
| 5   | 平成21年3月14日から9月2日までの間の地滑りによる災害           |          |                    |        | 徳島県       | 三好市                                 |
| 6   | 平成21年4月13日から8月18日までの間の地滑りによる災害          |          |                    |        | 北海道       | 鹿部町                                 |
| 7   | 平成21年6月22日から7月30日までの間の豪雨による災害<br>(梅雨前線) |          | (本<br>激<br>指<br>定) |        | 岐阜県       | 関市(旧武儀町)                            |
|     |   |          |                    |        | 和歌山県      | 新宮市(旧熊野川町)                          |
|     |   |          |                    |        | 島根県       | 飯南町、美郷町                             |
| 8   | 平成21年7月29日から11月5日までの間の地滑りによる災害          |          |                    |        | 和歌山県      | 田辺市(旧本宮町)                           |
| 9   | 平成21年8月6日及び同月7日の豪雨による災害                 |          |                    |        | 長野県       | 長野市(旧戸隠村)                           |
| 10  | 平成21年10月7日及び同月8日の暴風雨による災害<br>(台風18号)    | (1)      | (2)                |        | 岩手県       | 普代村                                 |
|     |   |          |                    |        | 宮城県       | 登米市(旧津山町)                           |
|     |   |          |                    |        | 新潟県       | 糸魚川市                                |
|     |   |          |                    |        | 静岡県       | 川根本町                                |
|     |   |          |                    |        | 三重県       | 津市(1 旧美杉村)<br>(2 旧美里村、旧白山町、旧美杉村)    |
|     |   |          |                    |        | 三重県       | 松阪市(旧嬉野町)、名張市、伊賀市(旧青山町)、紀北町(旧紀伊長島町) |
|     |   |          |                    |        | 大阪府       | 河内長野市                               |
| 奈良県 | 宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村、吉野町、黒滝村                 |          |                    |        |           |                                     |

## 平成21年台風第9号を激甚災害に指定する政令の一部を改正する政令

|  | 局地激甚災害                                      | 適 用 措 置  |                    |        | 対 象 市 町 村 |                       |
|--|---|----------|--------------------|--------|-----------|-----------------------|
|  |   | 3,4<br>条 | 5<br>条             | 6<br>条 | 都道府県      | 市町村名                  |
|  | 平成21年8月8日から同月11日までの間の豪雨及び暴風雨による災害<br>(台風9号) |          | (本<br>激<br>指<br>定) |        | 京都府       | 福知山市(旧夜久野町)           |
|  |   |          |                    |        | 兵庫県       | 朝来市                   |
|  |   |          |                    |        | 兵庫県       | 宍粟市(旧一宮町、千種町)、<br>佐用町 |
|  |   |          |                    |        | 岡山県       | 美作市                   |
|  |   |          |                    |        | 徳島県       | 美馬市(旧木屋平村)            |
|  |   |          |                    |        | 高知県       | 四万十町(旧十和村)、三原村        |

注) 明朝体の市町村は災害発生後に指定されている。

注1) 旧市町村名を記載しているものについては、当該旧市町村に係る区域が対象である

注2) 表中の「(本激指定)」は、梅雨前線災害が平成21年8月に、台風第9号災害が平成21年9月に指定済である

【訂正】(H22.3.15)

(誤) 平成21年10月7日及び同月8日の暴風雨による災害

(正) 平成21年8月8日から同月11日までの間の豪雨及び暴風雨による災害

## 適用すべき措置の概要（農林水産関係）

---

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚法第3,4条)  
公共土木施設災害復旧事業等について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(以下「負担法」という。)に基づく通常の国庫補助率のかさ上げを行う。(過去5カ年平均補助率 69%→81%)
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(激甚法第5条)  
農地、農業用施設(水路、農道等)及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。(過去5ヶ年平均補助率 農地 83%→92%)
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(激甚法第6条)  
農業協同組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場、育苗施設等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。  
(20% → 30~90%)
- (4) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚法第24条)  
公共土木施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担法及び暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

## <参考：激甚災害制度の概要>

---

激甚災害制度は、災害復旧に要する事業費等が一定の基準を超える場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

その指定には、全国的に大きな被害が発生した災害を指定する場合(本激)と、局地的に大きな被害が発生した災害について市町村を単位として指定する場合(局地激甚災害)の2つがあります。